

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年四月二十六日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及びUAVレーザ測量）
- 二 測量の地域 吉野郡野迫川村大字北股地先
- 三 測量の期間 令和六年三月二十二日から同年八月九日まで